

議案第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第28号)の一
部を次のように改正する。

附則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新居浜市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)第22条の2第
3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 新居浜市職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第12号)第13条第
1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15
条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例
第22号)第4条第1号

(4) 新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第69号）第6条第1号

（新居浜市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及び遺族扶助料条例の一部改正）

第3条 新居浜市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及び遺族扶助料条例（昭和17年公布）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「懲役若は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第13条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第2号中「懲役若は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第25条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第4条 新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第22条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第

45号)第13条に規定する禁錮(次項において「禁錮」という。)以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)(これらの規定を同条例第23条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに新居浜市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮に代わり拘禁刑が創設されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。